岩手医科大学職務発明規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人岩手医科大学(以下「大学」という。)の教職員等がなした発明、知的財産の取扱いについて定め、発明者の権利を保障するとともに、知的財産の創出、保護および活用のための適正な管理を実現し、さらなる知的財産創出の促進、研究意欲の向上、活力ある事業活動を通じた大学の強化、発展を目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権の対象となるものについては発明
 - ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
 - ハ 意匠権、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
 - ニ 品種登録に係る権利の対象となるものについては育成
 - ホ ノウハウを対象とするものについては案出
 - (2) 「発明者」とは、前号の発明等をなした教職員等であり、発明等の着想に実質的に寄与し、明確なアイディアを有し、有効な発明等を生み出すために努力を行い、完成させる過程において寄与した者をいう。
 - (3) 「職務発明」とは、発明等がその性質上大学の業務の範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が大学における教職員等の現在または過去の職務に属する発明等をいう。
 - (4) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路 配置に関する法律に規定する回路配置利用権および種苗法に規定する育成者権ならびに外国における上記各権利に 相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠 登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録 を受ける権利および種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利ならびに外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および同号の3のデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権法第21条から28条に規定する著作権ならびに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって知的財産本部長(以下「本部長」という。) が特に指定するノウハウ等の権利
 - (5) 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続等を行うことを言う。
 - (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項各号に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意 匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条

第5項に定める行為、著作権法第21条乃至第28条の権利を行使する行為(著作権法第18条乃至第20条の権利を有するときは、当該権利を行使することを含む。)ならびにノウハウの使用をいう。

- (7) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 大学の役員および専任教員ならびに職員
 - ロ 大学において教育・研究等を行うことを目的に、所定の手続きを経て受入を許可された者で、この規定の適用を 受けることに同意した者
- (8) 「知的財産本部」(以下「本部」という。) および「リエゾンセンター」(以下「センター」という。) とは、岩手医科大学組織規程第40条に基づき大学が設置する本部およびセンターをいう。

(権利の承継)

- 第3条 職務発明に係る知的財産権は、大学がその権利を承継する。ただし、他の諸規則、権利の取得の可能性や市場性等の観点から大学が承継しないと決定したものについては、この限りではない。
- 2 教職員等が大学外の個人又は団体の研究者等と共同して職務発明を行ったときは、その教職員等の発明等を受ける権利に関する持分の承継は前項の規定によるものとする。

第2章 届出および出願

(届出)

第4条 発明等をなした教職員等は、別に定める発明開示書を作成し、速やかに大学知的財産本部長(以下「本部長」という。)に発明等を届出なければならない。

(認定、決定および通知)

- 第5条 大学は、前条の規定による発明等の届出があった場合、本部長が当該届出に関わる発明等が職務発明であるか否かの認定を行うものとする。
- 2 大学は、前項により認定した職務発明について、知的財産権を大学が承継するか否かを決定するときは、研究の進展や市場性を総合的に勘案して行うものとする。
- 3 大学は、第1項および第2項の認定および決定の結果を別に定める書面により、発明者に通知する。 (知的財産権の譲渡義務)
- 第6条 発明者は、前条の規定による知的財産権を大学が承継する旨の決定を受けたときは、その権利を大学に譲渡するため、別に定める発明譲渡書を作成し、速やかに本部長に提出しなければならない。

(知的財産権の任意譲渡)

- 第7条 教職員等からの届出による発明等について、大学が職務発明に該当しないと決定した場合に、発明者からその発明等に係る知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、大学は、発明委員会の意見を徴したうえで、当該知的財産権を承継するかどうかを決定する。
- 2 前項の規定により大学が発明等に係る知的財産権を大学が承継した場合における本規程の適用については、当該発明 等を職務発明とみなして扱うものとする。
- 3 第5条第1項および第6条の規定は、任意譲渡について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条の規定による発明等の届出があった場合」とあるのは「発明譲渡書を受理したとき」に読み替えるものとする。

(出願)

第8条 大学は、第5条第2項の規定により知的財産権を受ける権利を承継したときは、特許等の出願を行うことができるものとする。

(発明者の出願および権利譲渡の制限)

- 第9条 発明者は、次に掲げる場合を除き、知的財産権の出願および第三者への譲渡をしてはならない。
 - (1) 第5条第1項の規定により、職務発明でないと認定した場合
 - (2) 第5条第2項の規定により、職務発明であるがその発明等を受ける権利を大学が承継しないと決定した場合。
- 2 前項第2号により出願した場合は、発明者は速やかにその事実を本部長に届け出なければならない。 (発明者の協力)
- 第 10 条 発明者は、職務発明に係る発明の詳細内容、特許出願および特許権等に関する審査、審判および訴訟について、 大学から協力を要請されたとき、または、問い合わせを受けたときは、積極的にこれに応じなければならない。
- 2 発明者は、自己がなした発明等に関し、発明等の実施に係る情報を大学に提供するものとする。
- 3 発明者は、自己がなした発明等を実施する第三者の発見に努めなければならないものとする。 (認定または決定に対する異議)
- 第11条 発明者は、第5条の認定または決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に本部長に対し、異議を申し立てることができる。
- 2 本部長は、異議の申し立てがあったときは、発明委員会の意見を徴した上で、異議の当否を決定する。

第3章 発明等の実施

(技術移転等手続および費用負担)

- 第12条 センターは、本規程に基づき大学が承継した発明等について、第三者に対し次の技術移転手続き等を行う。
 - (1) 専用実施権の許諾もしくは通常実施権の許諾
 - (2) 譲渡(持分の一部譲渡を含む)
 - (3) 秘密保持契約をはじめとするその他必要とする各種契約
- 2 前項の技術移転等の業務に要する費用は、大学が負担する。

第4章 権利の放棄

(権利の放棄)

- 第13条 本部長は、大学が保有する発明等に関する知的財産権について、相応の理由により保有する必然性がないと思料するときは、本部長の判断により当該知的財産権等の放棄を決定することができるものとする。
- 2 前項の規定により大学が放棄した知的財産権等の取扱いは、当該発明者と協議の上定めるものとする。

第5章 発明補償

(補償金の支払)

第14条 大学は、所有する発明等の実施または処分若しくは第三者に実施させることにより利益を得たときは、当該発明等に係る発明者に対し、別に定める実施補償金を、特許法第35条第4項等に規定されている相当の利益とみなし支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第15条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときには、それぞれの貢献度に応じて 支払うものとする。

(転退職等または死亡したときの補償)

- 第 16 条 第 14 条および前条に規定する補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が転職または退職等した後も存続するものとする。
- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継するものとする。

第6章 発明委員会

(設置)

- 第 17 条 本部長は、必要により職務発明に関する事項を審議するため、発明委員会を設置することができるものとする。 (発明委員会の任務)
- 第18条 発明委員会は、本部長の諮問による次の事項を必要により審議し、その結果を本部長に答申するものとする。
 - (1) 第5条に規定する届出による発明等が職務発明であるか否かの審査
 - (2) 当該職務発明の評価
 - (3) 出願等をすることができる要件を具備しているか否かの審査
 - (4) その他この規程に関連する事項で本部長が必要と認めた事項
- 2 委員会は、必要に応じて、当該発明者および関係者からヒアリング等を行うことができるものとする。

(組 織)

- 第19条 発明委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) リエゾンセンター運営委員会の委員に選出された教員

その任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残 任期間とする。

- (2) 事務局長
- (3) 学務部長
- (4) その他学長が指名する者
- 2 発明委員会に委員長をおき、リエゾンセンター長をもってあてる。
- 3 発明委員会に副委員長をおき、委員の中から委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第7章 回路配置、種苗品種およびノウハウに関する管理

(回路配置の届出)

- 第20条 教職員等は、創作した回路配置が当該各号のいずれかに該当する場合は、別に定める半導体集積回路の回路配置 創作開示書を作成し、速やかに本部長に届出なければならない。
 - (1) 有償又は無償を問わず教職員等および学生以外に利用させる場合
 - (2) 財産的価値が顕在化した場合
 - (3) 本部長より届出を求められた場合

(4) その他必要と認める場合

(回路配置利用権の登録および管理)

- 第21条 本部長は、大学に帰属が決定した回路配置については、適正に管理するとともに、必要があれば教職員等に適正 に管理させなければならない。
- 2 本部長は、前項の回路配置について、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく登録が必要であると認めたと きは、出願等を行うことができるものとする。

(種苗品種の届出)

- 第22条 教職員等は、育成した種苗品種が当該各号のいずれかに該当する場合は、別に定める種苗品種の育成開示書を作成し、速やかに本部長に届出なければならない。
 - (1) 有償又は無償を問わず教職員等および学生以外に利用させる場合
 - (2) 財産的価値が顕在化した場合
 - (3) 本部長より届出を求められた場合
 - (4) その他必要と認める場合

(種苗育成者権の登録および管理)

- 第23条 本部長は、大学に帰属が決定した種苗品種については、適正に管理するとともに、必要があれば教職員等に適正 に管理させなければならない。
- 2 本部長は、前項の種苗品種について、種苗法に基づく登録が必要であると認めたときは、出願等を行うことができる ものとする。

(ノウハウの届出)

- 第24条 教職員等は、ノウハウを案出したときは、そのノウハウを厳重に秘匿し、管理するとともに、案出したノウハウ が当該各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるノウハウ案出開示書を作成し、速やかに本部長に届出なければな らない。
 - (1) 有償又は無償を問わず教職員等および学生以外に利用させる場合
 - (2) 財産的価値が顕在化した場合
 - (3) 本部長より届出を求められた場合
 - (4) その他必要と認める場合

(ノウハウの指定および管理)

- 第25条 本部長は、大学に帰属が決定したノウハウについて、大学において管理すべきノウハウとして指定するとともに、 その旨をノウハウ案出開示書の届出者に通知しなければならない。
- 2 本部長は、前項の規定により指定されたノウハウ(以下「指定ノウハウ」という。)を、その発明者および指定ノウハウを知り得た者に厳重に秘匿させ、管理させなければならない。

(ノウハウの秘匿)

- 第26条 発明者は、指定ノウハウを厳重に秘匿し、管理するとともに、当該各号に掲げる場合を除き、他の者に開示又は 漏洩してはならない。
 - (1) 大学との間の契約において、守秘義務が課せられている者に開示する場合
 - (2) 技術指導を行うために、本部長の了解を得て大学の教職員等に開示する場合

- (3) 本部長が指定ノウハウの指定を取り止めた場合
- 2 指定ノウハウを知り得た教職員等は、その指定ノウハウを厳重に秘匿および管理するとともに、当該各号に掲げる場合を除き、その指定ノウハウを他の者に開示又は漏洩してはならない。
 - (1) 大学との間の契約において、守秘義務が課せられている者に開示する場合
 - (2) 本部長が指定ノウハウの指定を取り止めた場合
- 3 前2項の規定は、発明者および指定ノウハウを知り得た教職員等が大学を退職した後も適用するものとする。

第8章 雜則

(共同発明)

- 第 27 条 大学は、他機関等と共同して行う研究において、教職員等と当該機関等に所属する者と共同して行った発明等 (以下「共同発明」という。)に係る知的財産権を当該機関等と共有することができる。
- 2 大学は、前項により共同発明を行い、共同で出願等する際は、別に定める共同出願契約書を締結する。 (守秘義務)
- 第28条 教職員等は、当該発明等の内容等について、大学と教職員等が合意の上公表する場合、若しくは大学または教職 員等の責めによらないで公知となった場合を除き、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

(退職後の取扱い)

第29条 教職員等が退職した場合においても、当該発明等が職務発明に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(事務局)

第30条 本規程に定める事務は、研究助成課が担当する。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、リエゾンセンター運営委員会で審議の上、本部の承認を得て、理事長が決定する。

附則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年12月6日から施行する。(特許法35条改正に伴う文言の修正及びその他所要の整備)
- この規程は、令和元年8月2日から施行する(委員の選出方法の修正及びその他所要の整備)